



商工会なないろ通信

第189号 令和5年5月19日
発行元 滝沢市商工会
TEL684-6123 FAX687-3090

滝沢市商工会第43回通常総会のお知らせ

本会の第43回通常総会につきまして、既に往復はがきでお知らせしておりますが、会員皆さまのご出席をお願いいたします。ご出席の方は、返信はがき又は電話にてご連絡ください。

■滝沢市商工会第43回通常総会

- ・開催日時 令和5年5月25日(木)午後3時～
- ・開催場所 滝沢ふるさと交流館(岩手県滝沢市土沢 265-3 TEL: :019-687-5511)

～中小企業者等事業継続緊急支援金申請受付中～

岩手県では、新型コロナウイルス感染症の経済への影響が終息していない中、エネルギー類の価格高騰や円安等により、大きな影響を受けている中小企業者等に対して、エネルギー類に係る経費の一部を支援することで事業継続を図っていただくことを目的に支援金を支給します。

■対象

- 岩手県内の本店所在地がある法人等、または県内に住所がある個人事業者等
- 対象業種を営む中小企業者(対象業種は下記のホームページからご確認ください)

■要件(以下の全てに該当すること)

○売上減少

令和4年10月から令和5年3月までの期間のうち、いずれか1カ月の売上が過去3年間の中の任意の年の同月と比較して20%以上減少していること

○エネルギー価格の上昇

売上が減少した月に、事業のために支払ったエネルギーの単価が前年同月の単価と比較して増加していること(電気、都市ガス、LPガス、ガソリン、灯油、軽油、重油など)

○事業継続

申請時点で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること

■支給額 ○法人等 15万円 ○個人事業者 7.5万円

※事業者単位に定額を支給します。(店舗等の事業所単位ではありません)

■申請受付締切

○令和5年6月20日(火)まで(当日消印有効)

■申請方法及び提出先

申請書類は、「法人：本店所在地」「個人：確定申告書に記載している住所」にある商工会・商工会議所に提出してください。滝沢市商工会に提出できるのは以下の場合です

- ①滝沢市内に本店所在地がある法人
- ②直近の確定申告の住所地が滝沢市内である個人事業者

■お問い合わせ先

- ・中小企業者等事業継続緊急支援金コールセンター TEL: 050-3646-9151
- ・岩手県中小企業者等事業継続緊急支援金インフォメーション <https://iwate-shien-r5.com/>

公庫・マル経融資(小規模事業者経営改善資金)を利用しませんか？

■マル経融資制度のポイント！

- ◎ 最大2,000万円の融資 + 別枠1,000万円(新型コロナウイルス対策マル経融資)
- ◎ 無担保・無保証・低利率
- ◎ 年利 **1.12%** (令和5年5月1日現在)
- ◎ 商工会による借入申請サポート
- ◎ 資金使途 ①運転資金 … 仕入れ、人件費、家賃、通信費など事業で使用される資金
②設備資金(※) … 事業用車両、パソコンやコピー機など、事務所の設備に関わる資金
※設備投資計画書を提出することで、貸付利率の特例(2年間△0.5%)を受けることができます。

■新型コロナウイルス対策マル経融資の取り扱いは2023年9月末日まで延長されました！

(融資利率が当初3年間0.9%引き下がり、現行1.12%⇒0.22%適用)

なないろ通信をメールで受け取りませんか？商工会では、ペーパーレスによるSDGsの推進に取り組んでいます！

●変更方法 takizawa@shokokai.com 宛てに事業所名と送付希望先メールアドレスを記載してメールを送信して下さい。